

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
10月7日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………一

救急病院の認定(地域医療推進室)……………三

公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課)……………三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………六

○公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………七

土地改良区役員の届出(農村整備課)……………八

山口県告示第三百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
-------------------------------	-------------	-------	-------

医療法人樹一会	山口市駅通り二丁目一〇番七号	山口病院通所介護こもれ日	山口市駅通り二丁目一〇番七号	通所介護	平成二六、三〇
有限会社安喜	山陽小野田市大字西高泊一四五の一	デイサービス あんきに	山陽小野田市大字西高泊一四五の一	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

居宅介護支援事業者 名 称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者 名 称 所在地	事業の種類	廃止年月日
有限会社安喜	山陽小野田市大字西高泊一四五の一	ケアマネセン	平成二六、三一
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

介護予防事業者 氏名又は住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人樹一会	山口市駅通り二丁目一〇番七号	山口病院通所介護こもれ日	平成二六、三〇
有限会社安喜	山陽小野田市大字西高泊一四五の一	デイサービス あんきに	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人周友会	周南市新宿通一丁目一六	医療法人周友会徳山病院	周南市新宿通一丁目一六	訪問看護	平成二六、四、一
医療法人松田田齒科医院	岩国市美和町洪前一三三七	医療法人松田田齒科医院	岩国市美和町洪前一三三七	居宅療養管理指導	八、〃
医療法人山下内科医院	〃 玖珂町五五八の二	医療法人山下内科医院	〃 玖珂町五五八の二	〃	六、〃
医療法人周友会	周南市新宿通一丁目一六	医療法人周友会徳山病院	周南市新宿通一丁目一六	〃	四、〃
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	デイサービスセンターファイブ	防府市開出西町三二番八号	通所介護	〃
株式会社きららケアサービス	岩国市岩国二丁目七番四号	運動特化型デイサービスふあいと	岩国市岩国二丁目七番四号	〃	〃
特定非営利活動法人いい日の里	大島郡周防大島町大字椋野一三三八の一	デイサービス心ほがらか	柳井市神代九二の五	〃	八、〃
社会福祉法人アスワン山荘	宇部市大字木田四〇の二	特別養護老人ホームあすとぴあ	宇部市あすとぴあ七丁目一番二号	短期入所生活介護	九、〃
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	特別養護老人ホームファイブライジユ開出園	防府市開出西町三二番八号	〃	四、〃
社会福祉法人博愛会	〃 大字台道一六五五	グループホーム秋穂あかり園	山口市秋穂東三九八〇	認知症対応型共同生活介護	九、〃

山口県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人周友会	周南市新宿通一丁目一六	医療法人周友会徳山病院	周南市新宿通一丁目一六	介護予防訪問看護	平成二六、四、一
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
医療法人松田田齒科医院	岩国市美和町洪前一三三七	医療法人松田田齒科医院	岩国市美和町洪前一三三七	介護予防居宅療養管理指導	八、〃
医療法人周友会	周南市新宿通一丁目一六	医療法人周友会徳山病院	周南市新宿通一丁目一六	〃	四、〃
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	デイサービスセンターファイブライジユ開出園	防府市開出西町三二番八号	介護予防通所介護	〃
特定非営利活動法人いい日の里	大島郡周防大島町大字椋野一三三八の一	デイサービス心ほがらか	柳井市神代九二の五	〃	八、〃

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

社会福祉法人 アスワン山荘	宇部市大字木 田四〇の二二	特別養護老人 ホームあすと ぴあ	宇部市あすと びあ七丁目一 番二号	介護予 防短期 入所生 活介護	〃	九、 〃
社会福祉法人 ひとつの会	防府市大字佐 野一五二の一	特別養護老人 ホームファイ ラージュ開出 園	防府市開出西 町三二番八号	〃	〃	四、 〃
社会福祉法人 博愛会	大字台 道一六五五	グループホー ム秋穂あかり 園	山口市秋穂東 三九八〇	介護予 防認知 症対応 型共同 生活介 護	〃	九、 〃

山口県告示第三百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ
り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年十月七日

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院 機構山口宇部医療セン ター	宇部市大字東岐波六八五	平成二九、九、三〇
岩国市医療センター医 師会病院	岩国市室の木町三丁目六番二二号	八、九

山口県告示第三百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとお
り公有水面の埋立ての免許の申請があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十六年十月七日
から同月二十七日までの間、山口県土木建築部港湾課、柳井土木建築事務所及び周防大
島町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政
一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

大島郡周防大島町大字横見字丸ばへ一六〇三の一から同大字字友信南八〇五の
四までに沿接する県道大島環状線地先公有水面

2 第二区

大島郡周防大島町大字横見字友信三三六の一に沿接する道路に沿接する県道大
島環状線から同大字字平松八五の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点と20の地点までを順次結んだ線及び1の地点と20の地点を結ぶ平
成二十五年秋分の満潮位（D・L・十三・四三メートル）（以下「満潮位」とい
う。）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の21の地点と61の地点までを順次結んだ線及び21の地点と61の地点を結ぶ満
潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 大島郡周防大島町大字横見字迎迫の横見四等三角点（北緯三三度五三
分一七・〇二四秒東経一三三度二一分三九・二一五秒）（以下「基準
点」という。）から二六四度二四分四六秒五〇一・一〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から三五一度一分三二秒八・五四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から六度四七分四一秒四・七三メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一六度〇九分二一秒一六・八〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二七度一五分五秒二五・九一メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三二度五三分〇七秒一六・九六メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三度〇六分五七秒二二・九七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二七度四八分一四秒二二・〇七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一七度四四分一八秒一七・〇一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一〇度〇一分一六秒一九・一八メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一度五〇分〇三秒一九・一八メートルの地点
- 12の地点 11の地点から三五四度五八分五三秒二・九五メートルの地点
- 13の地点 12の地点から三五三度三四分三七秒六・二六メートルの地点
- 14の地点 13の地点から三四七度〇九分二七秒一九・四三メートルの地点
- 15の地点 14の地点から三四三度四四分五六秒一九・一六メートルの地点
- 16の地点 15の地点から三四二度五一分四六秒二〇・七九メートルの地点
- 17の地点 16の地点から三三五度五〇分一九秒四・九二メートルの地点

- 18の地点 17の地点から六八度四一分五九秒〇・三〇メートルの地点
- 19の地点 18の地点から三四二度五二分三秒七・五〇メートルの地点
- 20の地点 19の地点から七二度五一分五七秒四・三〇メートルの地点
- 21の地点 基準点から二九三度五四分四一秒五〇三・六八メートルの地点
- 22の地点 21の地点から二五二度五二分〇八秒四・二九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から三四二度五二分三秒七・五〇メートルの地点
- 24の地点 23の地点から三四八度三七分〇八秒二・九九メートルの地点
- 25の地点 24の地点から三四二度五七分五二秒四・五八メートルの地点
- 26の地点 25の地点から三四三度三分一〇秒一・二二メートルの地点
- 27の地点 26の地点から三四四度〇分〇一秒二四・六一メートルの地点
- 28の地点 27の地点から三四五度四分五秒一六・八二メートルの地点
- 29の地点 28の地点から三四七度三分二一秒二〇・一一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から三四七度五五分五秒五・五四メートルの地点
- 31の地点 30の地点から三二二度四分〇五秒五・九〇メートルの地点
- 32の地点 31の地点から三四七度四分四〇秒八・九九メートルの地点
- 33の地点 32の地点から三四六度三分一五秒一九・七〇メートルの地点
- 34の地点 33の地点から三三六度五三分二五秒三・七二メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二五四度〇七分〇三秒一・六三メートルの地点
- 36の地点 35の地点から三四四度〇五分三秒五・四〇メートルの地点
- 37の地点 36の地点から七四度〇七分一七秒〇・九四メートルの地点
- 38の地点 37の地点から三三六度五四分五二秒一・六〇メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三三四度二七分三秒八・八六メートルの地点
- 40の地点 39の地点から三三九度〇五分五秒一・九四メートルの地点
- 41の地点 40の地点から三四四度一七分二秒七・三〇メートルの地点
- 42の地点 41の地点から三四七度一〇分二五秒二〇・一四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から三三四度三分一〇秒六・五五メートルの地点
- 44の地点 43の地点から三三三度四分二秒七・五五メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三三三度四分四二秒二〇・〇〇メートルの地点
- 46の地点 45の地点から三三三度四分四七秒二〇・〇〇メートルの地点
- 47の地点 46の地点から三三三度四分二秒二二・一五メートルの地点
- 48の地点 47の地点から三三三度一〇分〇七秒一七・六〇メートルの地点
- 49の地点 48の地点から三三〇度〇六分〇三秒二一・九八メートルの地点
- 50の地点 49の地点から三三四度二四分一秒一七・二二メートルの地点
- 51の地点 50の地点から三一九度四分三秒八・三六メートルの地点

- 52の地点 51の地点から三一六度三四分五〇秒八・二〇メートルの地点
- 53の地点 52の地点から三一三度二八分二四秒一九・七二メートルの地点
- 54の地点 53の地点から三一一度三六分四六秒一・六六メートルの地点
- 55の地点 54の地点から三一一度三三分五〇秒八・二八メートルの地点
- 56の地点 55の地点から三一二度四分〇一秒二〇・二五メートルの地点
- 57の地点 56の地点から三一五度三八分四七秒二・四七メートルの地点
- 58の地点 57の地点から三一八度〇一分五一秒五・四三メートルの地点
- 59の地点 58の地点から三一〇度三九分二六秒二・八一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から三一八度二九分三八秒一八・三一メートルの地点
- 61の地点 60の地点から三一五度二九分四五秒二・九一メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

一、九〇三・二六平方メートル

2 第二区

二、三三三・二二平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

大島郡周防大島町大字横見字丸ばへ一六〇五の三及び一六〇六の二、同大字字浜一七五、一七六の一、一七六の五、一七六の六及び一七七の五、同大字字平松八五の一、八五の二、八五の一〇、八五の一、八六の三、八六の八、八六の九及び八六の一、同大字字浜一五六の三に沿接する水路、同字八六の一に沿接する道路、同大字字平松八五の一から同字八五の一までに沿接する堤並びに同大字字丸ばへ一六〇三の一から同大字字平松八六の八までに沿接する県道大島環状線地内並びに同大字字丸ばへ一六〇三の一に沿接する県道大島環状線から同大字字平松八五の一に沿接する堤に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑧の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二六四度〇三分三三秒四九一・三九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二七二度三分四二秒一一・三五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四八度二六分四七秒一四・二〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一〇度五五分五〇秒五一・九四メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三五三度〇五分三〇秒六・一四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二度三二分二秒四一・四六メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から二度二四分一四秒三四・〇七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三度五六分五三秒一〇一・四六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三四度三一分一四秒六四・〇八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三四度一九分三七秒五二・五一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三三七度五六分〇九秒三八・二五メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三三四度一〇分四八秒一〇〇・三九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三三二度一七分三〇秒二七・七〇メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三一七度五二分四五秒九〇・四二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三三度三九分三九秒二三・七七メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三一〇度二二分二九秒五六・九五メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から四〇度二二分二九秒一〇〇・一九メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から一四三度四一分三三秒一六・二二メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一四一度三二分二七秒二・四五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一四五度四九分二五秒二・九四メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から一四四度四〇分一九秒一一・八八メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から一四四度三一分三三秒一・四七メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から六一度〇八分五〇秒〇・三六メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から一四四度一六分三八秒一八・六七メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二二一度二二分二三秒〇・一九メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から一四三度三四分四五秒二・〇七メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から一六度〇八分五三秒三・九一メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一三六度五六分五一秒二一・六八メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一四八度五九分一五秒七・二五メートルの地点
- ⑳の地点 ㉙の地点から一三〇度四九分三三秒一三・三一メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から一三一度一八分四七秒一七・二六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から一三四度三一分三九秒〇・六〇メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から一三七度五四分〇〇秒二・八〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から一三〇度二五分一二秒五〇・七九メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から一二九度五五分五六秒一三・六二メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から一三二度一九分一八秒〇・八〇メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から一三〇度五三分三〇秒六・八九メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から一七一度〇三分一一秒二五・四六メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から一五四度四一分二五秒六・八八メートルの地点
- ④〇の地点 ③⑨の地点から一五六度二七分一六秒九・四三メートルの地点

- ④①の地点 ④①の地点から一五〇度四六分四九秒一八・一六メートルの地点
- ④②の地点 ④①の地点から一五三度二六分五一秒二〇・四五メートルの地点
- ④③の地点 ④②の地点から一五三度四八分〇〇秒一三・六九メートルの地点
- ④④の地点 ④③の地点から一五三度二七分三六秒一七・三六メートルの地点
- ④⑤の地点 ④④の地点から一五二度三二分四四秒二三・三七メートルの地点
- ④⑥の地点 ④⑤の地点から一五六度〇六分五〇秒七・一六メートルの地点
- ④⑦の地点 ④⑥の地点から一四四度一〇分二四秒八・二五メートルの地点
- ④⑧の地点 ④⑦の地点から一五七度二二分四七秒八・一二メートルの地点
- ④⑨の地点 ④⑧の地点から一五七度三三分八分五一秒八・一三メートルの地点
- ⑤①の地点 ④⑨の地点から一五六度三三分四四秒二三・三七メートルの地点
- ⑤②の地点 ⑤①の地点から一六三度〇八分五七秒八・三六メートルの地点
- ⑤③の地点 ⑤②の地点から四九度五四分五一秒一・五四メートルの地点
- ⑤④の地点 ⑤③の地点から一五二度五八分〇七秒四・六七メートルの地点
- ⑤⑤の地点 ⑤④の地点から一六二度三九分四四秒六・七五メートルの地点
- ⑤⑥の地点 ⑤⑤の地点から一六四度四七分五六秒一・九六メートルの地点
- ⑤⑦の地点 ⑤⑥の地点から一六七度〇六分二九秒七・三六メートルの地点
- ⑤⑧の地点 ⑤⑦の地点から一五七度五四分一九秒〇・七二メートルの地点
- ⑤⑨の地点 ⑤⑧の地点から一六五度四二分二九秒一〇・八七メートルの地点
- ⑥①の地点 ⑤⑨の地点から一五四度五四分五四秒二・五五メートルの地点
- ⑥②の地点 ⑥①の地点から一七四度四〇分一〇秒二九・六一メートルの地点
- ⑥③の地点 ⑥②の地点から一六八度二七分一二秒二四・四二メートルの地点
- ⑥④の地点 ⑥③の地点から一六四度三〇分一三秒一六・〇〇メートルの地点
- ⑥⑤の地点 ⑥④の地点から一六二度四九分三六秒一二・二八メートルの地点
- ⑥⑥の地点 ⑥⑤の地点から一六三度〇五分一五秒二四・二三メートルの地点
- ⑥⑦の地点 ⑥⑥の地点から一八一度五〇分〇八秒四・五〇メートルの地点
- ⑥⑧の地点 ⑥⑦の地点から一六一度三四分四六秒七・六二メートルの地点
- ⑥⑨の地点 ⑥⑧の地点から一六三度二〇分五〇秒九・九二メートルの地点
- ⑦①の地点 ⑥⑨の地点から一六二度四七分四九秒二〇・八七メートルの地点
- ⑦②の地点 ⑦①の地点から一六二度二五分二一秒一一・七九メートルの地点
- ⑦③の地点 ⑦②の地点から一六四度二七分一三秒二九・五〇メートルの地点
- ⑦④の地点 ⑦③の地点から一六六度一五分三五秒一一・八八メートルの地点
- ⑦⑤の地点 ⑦④の地点から一〇六度二五分四三秒五・四七メートルの地点

- ⑦5の地点 ⑦4の地点から一九三度四六分二秒一・〇九メートルの地点
- ⑦6の地点 ⑦5の地点から一九五度一四分二秒二・九二メートルの地点
- ⑦7の地点 ⑦6の地点から一九三度四九分二秒九・〇七メートルの地点
- ⑦8の地点 ⑦7の地点から一九五度三七分一五秒四七・三〇メートルの地点
- ⑦9の地点 ⑦8の地点から一八九度〇〇分三九秒二・二五メートルの地点
- ⑧0の地点 ⑦9の地点から一九八度一〇分一四秒一・八八メートルの地点
- ⑧1の地点 ⑧0の地点から二〇〇度〇三分三九秒八・〇〇メートルの地点
- ⑧2の地点 ⑧1の地点から二〇六度二四分二秒六・〇一メートルの地点
- ⑧3の地点 ⑧2の地点から二二三度〇四分五〇秒一五・九八メートルの地点
- ⑧4の地点 ⑧3の地点から二二五度四一分二〇秒三五・一九メートルの地点
- ⑧5の地点 ⑧4の地点から二〇八度二四分四秒八・二〇メートルの地点
- ⑧6の地点 ⑧5の地点から二〇〇度四三分二秒八・七九メートルの地点
- ⑧7の地点 ⑧6の地点から一九三度五九分一四秒八・二三メートルの地点

三 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
道 路 用 地	埋立地の西側に配置	約一、一〇〇平方メートル
防 災 施 設 用 地	埋立地の東側に配置	約三、一〇〇平方メートル

- 四 出願人
山口市滝町一番一号
山口県
- 山口県知事 村岡 嗣政
- 五 出願の年月日
平成二十六年九月十八日

山口県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、西宇部県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該

経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。
平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 西宇部県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 宇部市西宇部北三丁目地内
- (二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造 地上五階建	一、七三二平方メートル	二五戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十六年十月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十六年十月二十四日から同月二十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十六年十一月十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三三―八七〇）にすること。



(三四五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年十月七日から平成二十七年二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス東高泊店

所在地 山陽小野田市大字東高泊一四〇八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名		
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年五月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七六八平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
八七台

(二) 駐輪場の収容台数
二〇台

(三) 荷さばき施設の面積
六五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
一一立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前一〇時	午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十六年九月十日

(三四六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年十月七日から平成二十七年二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年十月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグストアモリ宇部東梶返店

所在地 宇部市東梶返三丁目四二八七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信 代表者の氏名

モリ 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信

モリ 株式会社ドラッグストア 福岡県朝倉市一ツ木二一四八の一 森 信

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年五月十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、二〇三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四〇台

(二) 駐輪場の収容台数

三四台

(三) 荷さばき施設の面積

三六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社ドラッグストアモリ 午前零時 午後一二時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで
 八 届出年月日
 平成二十六年九月十六日

(三四七) 土地改良区の役員の名簿及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名簿及び住所の届出がありました。
 平成二十六年十月七日

一 就任した役員 山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名簿 理事の別 氏名 住 所

土地改良区	理事の別	氏名	住 所
下関市豊田町土地改良区	理事	吉本 知則	下関市豊田町大字殿敷一〇二八
〃	監事	藤田 敬樹	豊田町大字矢田三九一の二
〃	〃	西嶋 秀夫	豊田町大字金道三九四
〃	〃	豊海 一人	豊田町大字八道一三四九の四
〃	〃	布村 康人	豊田町大字浮石一四七六の三
〃	〃	藤岡 英夫	豊田町大字李路子一七五九
〃	〃	山本 久生	豊田町大字殿居四〇五
〃	〃	大村 利明	豊田町大字日野三五
〃	〃	河本 肇	豊田町大字西長野八八
〃	監事	福本 清隆	豊田町大字大河内八七五
〃	〃	井村 則政	豊田町大字金道九七
〃	〃	藤田 進	豊田町大字荒木二三九

平成二十六年十月七日印刷
平成二十六年十月七日發行

發行人所

山口県知事